

平成23年6月8日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成23年6月23日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願・陳情の総括審議

第2 閉会中の継続審査申し出の件

第3 発議案第1号上程説明並びに審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成23年6月23日（木）午後1時00分 開議

○議長（早野公一郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は25名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（早野公一郎君） ここで報告します。

過日開催された全国市議会議長会定期総会において、表彰規定に基づく永年在職議員表彰が行われ、本市議会においては、三枝義男議員が15年在職一般表彰を、森川雅之議員、平ゆき子議員、鈴木敏文議員、ますだよしお議員、腰川日出夫議員、伊藤すすむ議員、深山和夫議員、勝山穎郷議員が10年在職一般表彰をそれぞれ受けました。また、田丸たけ子議員、加賀田隆志議員におかれましては、在職期間を満たしており、表彰の対象者でありましたが、表彰を御辞退されております。

ただいまから表彰の伝達を行います。

最初に、15年表彰を行い、その後、10年表彰を行いますので、被表彰者は演壇までお進みください。

（表彰状朗読・拍手）

以上で、永年在職議員表彰を終わります。

続いて報告します。

本日、市長からお手元に配付のとおり、地方自治法第243条の3第2項の規定により、茂原市土地開発公社の経営状況を説明する書類が提出されました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（早野公一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（早野公一郎君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○総務委員会委員長（鈴木敏文君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告2件、議案1件について、17日本会議終了後、関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、財団法人茂原市学校給食公社破産管財人の否認請求申立に関しまして、千葉地方裁判所一宮支部がこれを認め、給食物資購入委託契約について、給食公社から茂原市に支払われた2000万円及び損害賠償遅延金の支払義務を負う旨の決定をしたため、争わず、和解することといたしました。その和解に伴い、至急に和解金を支払う必要が生じ、平成22年度茂原市一般会計補正予算（第6号）について、急施を要するものとして、本年3月30日に専決処分したものであり、採決の結果、報告第1号は全会一致により原案のとおり承認することと決定しました。

次に、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が平成23年4月27日に公布され、同年4月27日より施行されることに伴い、茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、本年4月27日に専決処分したものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「東日本大震災を受けての改正であるのが、この改正において茂原市での対象者がいるのか。また、今後起きる可能性のある震災についても適用されるのか」との質疑に対し、「東日本大震災で影響を受けた方の税金を軽減する措置であり、茂原市においては大きな被害

がなかったので対象者はないものとする。また、東日本大震災に関連しての軽減措置であるので、今後災害が起きた場合には別途制定される」との答弁がありました。

次に、「茂原市への避難者の場合は茂原市での課税になるのか、従来の場所での課税になるのか」の質疑に対し、「平成23年1月1日に居住していた場所での課税になるので、今年度については該当がないものとするが、次年度以降については、茂原市に居住地を定め定住した場合には課税の対象者となり、被災地での損害額が控除額になるが、茂原市への避難者の現状から推察すると対象者は少ないものとする」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第4号は全会一致により原案のとおり承認することと決定しました。

次に、議案第1号「平成23年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ858万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269億6658万1000円にしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「防災行政無線施設事業における修繕した場所と修繕の具体的な内容は。また、今後の修繕等の計画は」との質疑に対し、「今回の東日本大震災を受けて、地元より聞こえないとの申し出があったもので、修繕の場所は台田であり、屋外子局の受信装置部分の修繕である。防災行政無線については老朽化が著しく、今後はアナログからデジタルに変更していく計画であり、平成24年度に親局を、25年度以降に子局を実施していく計画である」との答弁がありました。

また、「アナログからデジタル化に向けての予算規模は。また、その更新の方法は」との質疑に対し、「デジタル化については総額で6億を超える事業費になる。親局、子局、個別受信機も含め機器は交換になるが、支柱は利用するなど経費の節減を図りながら対応していく。また、その更新の方法については、最初にアナログ、デジタル両方対応できるように親局を更新し、その後、子局をデジタル化していく」との答弁がありました。

さらに、「アナログからデジタルに変わることで、難聴地区での改善につながるのか」との質疑に対し、「難聴地区の解消は増設しないと解決できないが、6億円の事業費の中には20基の増設を見込んだものである」との答弁がありました。

また、委員より「携帯電話の緊急地震速報のように茂原市独自の情報として配信できるようになればよいが、防災行政無線ですべてをカバーするのは難しいのではないか」との意見が出されました。

次に、「教育振興運営費における寄付金による教材備品購入費は学校指定があるのか。また、どのような教材備品に充てられるのか」との質疑に対し、「東中学校への指定寄付であり、学校図書教材の充実に充てられる」との答弁がありました。

次に、「ミヤコタナゴの生息環境の維持改善ということで指定文化財保護保存事業を実施するが、ミヤコタナゴは実際に生息しているのか」との質疑に対し、「ミヤコタナゴは国指定の天然記念物で、国内希少野生動植物種にも指定されており、絶滅危惧種であるが、太田川流域に生息している」との答弁がありました。

次に、「園芸農産振興対策事業の『輝け！千葉の園芸』産地整備支援事業補助金の具体的内容は」との質疑に対し、「法目地区の認定農業者1人に対し、ミニトマトの鉄骨ハウス屋根張り替えへの補助である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 次に、教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君登壇）

○教育福祉委員会委員長（加賀田隆志君） 教育福祉常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、請願1件、陳情2件について、17日本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、財団法人茂原市学校給食公社に係る否認請求申立に関しまして、千葉地方裁判所一宮支部がこれを認め、給食物資購入委託契約について、給食公社から茂原市に支払われた2000万円及び損害賠償遅延金の支払義務を負う旨の決定をしたため、この決定を受け入れ、和解するにあたり、急施を要するものとして、本年3月30日に専決処分したものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「給食公社に返還された金員はどうなるのか」との質疑に対して、「今回返還された金員は、優先債権の公租公課や人件費等の支払いに使われる」との答弁がありました。

次に、「今回の和解により、給食公社に関して、一切の債権債務がなくなるとの理解でよいか」との質疑に対し、「今回の返還によって給食公社との財産問題は解決する」との答弁があ

りました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第2号は全員異議なく原案どおり承認することと決定いたしました。

次に、請願第2号「茂原市立本納中学校のプール施設建て替えを求める請願」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「プールの年間の使用状況はどうなっているのか」との質疑に対して、「全学年が体育の授業で年間10時間程度、約2週間使用する。また、部活動のクールダウンとしても役立つことから7月から8月上旬まで使用している」との答弁がありました。

次に、「請願では、今後の水泳指導の妨げになることだが、具体的にはどのようなことか。また、建て替えを行う場合1億5000万円から2億円との話だが、国の補助制度はあるのか」との質疑に対して、「プールの底がひずんでいるため、プール清掃の際、排水溝から排水ができず、ポンプでくみ上げ排水を行っており、他校に比べ作業に時間がかかる。新設する場合は、国の補助対象事業となり、補助率は3分の1である」との答弁がありました。

次に、「本納中学校のプールも老朽化が進んでいるが、他の学校の状況はどうなっているのか」との質疑に対して、「本納中に限らず、他の学校の施設についても老朽化が進んでいる」との答弁がありました。

また、「建て替えとなっている願意は十分理解できる。しかし、技術が大変進んでいる今日であることから、補修も含め調査研究する必要がある」との意見や、「各学校で施設の老朽化が進んでいる中、学校間での共有なども調査研究する必要があるのではないか」との意見のほか、「現在の状態で子供たちに事故のないよう十分気を付けていただきたい」との要望がありました。

以上の審査経過を踏まえ、継続審査とすることと決定いたしました。

次に、陳情第2号「『国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書』採択に関する陳情」並びに陳情第3号「『義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書』採択に関する陳情」は、関連がございますので、一括御報告申し上げます。

審査の過程において、「陳情項目に基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金の増額を求めているが、需要額算定にあたってどの部分の改善を言っているか。また、一括交付金にした場合、教育水準に格差が生じると考えているのか」との質疑に対し、「基準財政需要額は、単位費用、測定単位、補正係数によって算定されるが、陳情では、補正係数の改善を求めている。

また、一括交付金になった場合、不均衡が生ずる可能性がある」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第2号並びに陳情第3号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 次に、市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（初谷智津枝君） 市民環境経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件、陳情1件について、17日本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「国保税の課税限度額の引き上げにより影響を受けるのは、所得530万円程度の世帯とのことであるが、所得530万円というのは収入にすると幾らになるのか」との質疑に対し、「40歳以上の夫婦2人と子供2人の4人世帯で算出すると、給与収入で約720万円程度である」との答弁がありました。

次に、「本条例改正の目的は」との質疑に対し、「被保険者の所得の減少や医療給付費の伸びが見込まれる中で、低中間所得層の負担増加を抑えつつ、保険税収入を確保するため、課税限度額を引き上げるものである」との答弁がありました。

次に、「国保税は自治体により算定が異なり、本市は国保税が高いと言われているが、1人あたり、または1世帯あたりの税額は。また、他の自治体と比較しての状況は」との質疑に対し、「本市の国保税は、現在の算定では1人あたり約11万2000円、1世帯あたり約18万7000円であり、長生郡内においては高い水準にあると認識している」との答弁がありました。

また、委員より「国保税の課税限度額は平成20年度以降毎年引き上げられているが、財源確保を理由に加入者に負担を強いる手法には賛成しかねる。国の負担割合が減らされてきたことに一番の問題があり、もっと国が国保財政を支えるべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第3号は賛成者多数により原案どおり承認することと決定いたしました。

次に、陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「日本がILO看護職員条約に批准していない理由は」との質疑に対し、「条約批准国は条約を遂行する努力義務が生じることとなるが、日本には国内法として労働基準法があり、この法律との関係において看護職員と他の労働者との間に不整合が生じるおそれがあり、批准していない」との答弁がありました。

次に、「医師・看護師の不足、看護師の労働時間の短縮をどう考えるのか」との質疑に対し、「長生病院を例に挙げると、内科医・外科医ともに昨年度に比べ1名ずつ減っている。現在、地域医療振興協会への医師の派遣をお願いしているが、医師の確保については抜本的な対策が必要であると認識している。また、週32時間労働に変更すると看護師を2割程度増員する必要があるが見込まれ、患者負担という点からは、将来的に負担増につながるのではないかと危惧される」との答弁がありました。

さらに、「公的医療機関と民間医療機関では看護師の待遇には差はあるか」との質疑に対し、「正確な情報がないため比較できないが、民間病院においては、コストを考慮し、比較的給与水準の低い準看護師を採用するケースが多く、賃金は相対的に民間のほうが低いと思われる」との答弁がありました。

また、委員より「国際基準に沿った労働環境に向け努力することは必要であり、願意に賛同する」との意見がありました。

また、「山武・長生・夷隅医療圏は、特に医師、看護師が不足している地域でもあり、医師・看護師の増員を図ろうとする点において、陳情の趣旨は十分理解できる。しかし、医師・看護職員増員の結果、人件費の増となり、最終的には患者の負担増につながるものと危惧され、陳情項目である国民負担の減という部分との整合性がとられない」との意見、さらに、「陳情の内容については相当と考えるが、国内法との関係において不都合が生じるおそれもあり、慎重な判断が求められる」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後 1 時 22 分 休憩

☆ ☆

午後 1 時 35 分 開議

○議長（早野公一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1 番 飯尾 暁君登壇）

○1 番（飯尾 暁君） 日本共産党の飯尾 暁でございます。日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件は、報告第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」反対し、さらに陳情第 1 号「大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

まず、報告第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」であります。本件は、国民健康保険税の課税限度額の改正を行うもので、地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額の課税限度額 50 万円を 51 万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額 13 万円を 14 万円に、介護納付金課税額の課税限度額 10 万円を 12 万円に引き上げ、総額 4 万円を上げるものです。

この措置は、平成 21 年度に総額 1 万円、同 22 年度に 4 万円、そして引き続いて今回 4 万円の連続的な増税が行われようとするものです。平成 20 年度に比べて 9 万円の増額となります。これを許せば、高齢者の増加、財政難を理由に際限のない増税に道が開かれます。

今回の措置を行う理由として、「所得の減少や医療給付の伸びが見込まれる中で、低中間所得層の負担増加を抑えつつ、保険税の収入を確保するために課税限度額を引き上げる」としております。しかし、そもそもこの措置に該当するのは、40 歳の両親と子供 2 人の 4 人家族のモデル世帯、課税所得 530 万円、収入約 720 万円からといたします。国保加入者は自営業者、農業者など、収入が概して不安定で、経年的な増収が保障されない階層が多くを占めます。消費税納入業者であれば、その負担も重いものがあります。年間 8 期で 77 万円もの負担とすれば、一度の納入が 10 万円近くに及びます。これは生活していく上で、例えばこのほかの高すぎる教育費

を考ただけでも重大な負担を強いるものであると言わざるを得ません。

長引く不況の中で、高すぎる国保税率の引き下げをせずに課税限度額だけを引き上げることは、明らかに加入者に負担を押しつけるものです。厳しい国保財政の改善は加入者への増税を押しつけるのではなくて、減額し続けた国庫負担を以前の50%まで戻させ、国保の社会保障としての国の責任をきちんと果たさせることであります。

日本共産党は、この間、県内でも上位レベルにある高すぎて支払えない国保税に対して、少しでも住民負担の軽減を図り、一般会計からの繰り入れなど、あらゆる手段での軽減策を講じるよう主張してまいりました。行政はこうした点にこそ努力を惜しまず、対策を講ずるべきであります。よって、住民負担、増税につながる本報告案件には反対の意を表するものであります。

次に、陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護求めることについてであります。

全国916ある自治体病院に対しまして、2010年10月から12月に実施いたしました自治労連が行ったアンケートでは、人員不足による厳しい労働のため、「やめたい」と思っている看護師が80%を超えました。調査によれば、「仕事をやめたいと思いますか」との問いに「いつも思う」「ときどき思う」が合わせて80.5%に達しました。複数回答ですが、その理由として最も多かったのが「人員不足で仕事がきつい」の37.2%、続いて「賃金が安い」29.5%、「休みがとれない」29%、「夜勤がづらい」28.3%となりました。仕事量では、前年と比べ「大幅に増えた」「若干増えた」が合わせて63.2%、「仕事上ストレスを感じる」ものとして、そのトップが「仕事の量」で40.3%、次いで「夜勤」37.2%、「医療事故に対する不安」37.2%と続きました。人員不足にさらに仕事量が増え、ストレスがたまる循環になっています。これが医療現場の現実です。

こうした状況が安心、安全面から見て持続可能な職場でないのは明らかです。ぎりぎりの状態で労働者が必死にたえ忍んでいるのが現状と言えます。この状態をせめて先進国並みの労働条件にという切実な願いは正当であります。

雇用条件では、日本はドイツやフランスに比べて年間500時間も労働時間が長いそうです。40年働くとすると2万時間との試算です。待遇改善が患者の負担増になるとするような雇用者の責任転嫁をする意見、そしてまた労働基準法との整合性、問題解決の展望も示さず、安易な気持ちでの要求が現実的でないといった科学的でない理由で退けてはなりません。ルールなき資本主義社会と言われる我が国日本は、ヨーロッパ先進国に比べて働くルールがないか、あつ

ても極めて貧弱な国です。労働者を守るバリエードがありません。ひどい現実があるなら、ただしていくのが政治であります。

このような持続的でない職場環境があるからこそ、医師も看護師も慢性的な不足状態から脱することができないのではないのでしょうか。医療過疎と言われるこの地域にとっても切実な問題です。国の政策が機能しないなら、陳情者がどういう労組であるかは別にして、働く者を守る姿勢を示すのが地方自治体、議会の役目です。議会改革が叫ばれる中、みずからの変革が可能な議会となり得るのか、その存在意義が試されております。

本陳情に対しましては、願意をおくみ取りいただいた上、採決を求めるものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（早野公一郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」は、委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、報告第3号は承認されました。

次に、他の報告については一括採決します。

報告第1号から第2号並びに第4号については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号から第2号並びに第4号については、いずれも承認されました。

次に、議案第2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第2号は同意されました。

次に、議案第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第3号は同意されました。

次に、議案第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第4号は適任と認めることと決定しました。

次に、議案第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第5号は適任と認めることと決定しました。

次に、議案第6号「茂原市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第6号は同意されました。

次に、議案第1号について採決します。

議案第1号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、議案第1号については、原案のとおり可決することと決定しました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会で付議されました請願・陳情は、請願1件、陳情3件であります。

最初に、陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情」についてありますが、本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第1号について採決します。

陳情第1号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、陳情第1号は不採択とすることと決定しました。

次に、他の陳情については一括採決します。

陳情第2号から第3号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、陳情第2号から第3号については、採択することと決定いたしました。

————— ☆ ————— ☆ —————

閉会中の継続審査申し出の件

○議長（早野公一郎君） 次に、議事日程第2「閉会中の継続審査申し出の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、教育福祉委員会から会期規則第104条の規定により、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。

教育福祉委員会から申し出の件について、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、教育福祉委員会から申し出の案件について、閉会中の継続審査に付することと決定いたしました。

ここで報告します。

本日、加賀田隆志君から今定例会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長（早野公一郎君） それでは、次に、議事日程第3「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第1号「教育予算の充実を求める意見書案の提出について」を上程します。

発議案第1号について、提出者加賀田隆志君から提案理由の説明を求めます。

加賀田隆志議員。

(13番 加賀田隆志君登壇)

○13番（加賀田隆志君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第1号「教育予算の充実を求める意見書案の提出について」であります。本案は、教育が日本の未来を担う子供たちに心豊かに教え育てるという重要な使命を負っていることから、現行の義務教育国庫負担制度を堅持するとともに、さまざまな教育課題を解決するために教育予算の一層の増額を国に要請すべく意見書を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますよう申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（早野公一郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について、質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「教育予算の充実を求める意見書案の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決することと決定しました。

ここで報告します。

本市議会選出の長生郡市広域市町村圏組合議会議員の辞職に伴い、同組合議会議員が3人欠員となりました。

お諮りします。

この際「長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙」を議事に日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（早野公一郎君） 本件は、本市議会選出の長生郡市広域市町村圏組合議会議員に欠員が生じたため、選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることと決定いたしました。

続いてお諮りします。

指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議長から指名することと決定しました。

それでは、長生郡市広域市町村圏組合議会議員に、8番 森川雅之君、12番 田丸たけ子君、23番 常泉健一君を指名します。

お諮りします。

ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました森川雅之君、田丸たけ子君、常泉健一君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました森川雅之君、田丸たけ子君、常泉健一君が本議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで報告します。

本市議会選出の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職に伴い、同広域連合議会議員が欠員となりました。

お諮りします。

この際「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（早野公一郎君） 本件は、本市議会選出の千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたため、選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

続いてお諮りします。

指名の方法については、議長から指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議長から指名することと決定しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、19番 三橋弘明君を指名します。

お諮りします。

ただいまの被指名人をもって当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました三橋弘明君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選者されました三橋弘明君が本議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（早野公一郎君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願・陳情の総括審議
2. 閉会中の継続審査申し出の件
3. 発議案第1号の上程説明並びに審議

○出席議員

議長 早野公一郎君

副議長 勝山颯郷君

1番	飯尾 暁君	2番	前田 正志君
3番	矢部 義明君	4番	金坂 道人君
5番	中山 和夫君	6番	山田 きよし君
8番	森川 雅之君	9番	平 ゆき子君
10番	鈴木 敏文君	11番	ますだ よしお君
12番	田丸 たけ子君	13番	加賀田 隆志君
14番	腰川 日出夫君	15番	伊藤 すすむ君
16番	深山 和夫君	18番	初谷 智津枝君
19番	三橋 弘明君	20番	関 好治君
22番	三枝 義男君	23番	常泉 健一君
24番	市原 健二君	25番	田辺 正和君
26番	金澤 武夫君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

7番 細谷 菜穂子君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	長谷川正君
教育長	古谷一雄君	理事	松本文雄君
理事 (企画財政部長)	國代文美君	総務部長	平野貞夫君
市民部長	中山茂君	福祉部長	古山剛君
経済環境部長	前田一郎君	都市建設部長	古市賢一君
教育部長	金坂正利君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	相澤佐君
企画財政部次長 (資産税課長事務取扱)	吉田正君	企画財政部次長 (財政課長事務取扱)	麻生英樹君
市民部次長 (国保年金課長事務取扱)	森川浩一君	福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	岡本幸一君
経済環境部次長 (農政課長事務取扱)	鳩川文夫君	都市建設部次長	笠原保夫君
都市建設部次長 (土木管理課長事務取扱)	矢部吉郎君	教育部次長	斉藤勝君
職員課長	山本丈彦君	企画政策課長	十枝秀文君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	大野博志
主幹	三橋勝美
局長補佐 (庶務係長事務取扱)	宮本浩一

○議長（早野公一郎君） 長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

これをもちまして、平成23年茂原市議会第2回定例会を閉会します。

午後2時00分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年8月8日

茂原市議会議長 早 野 公 一 郎

茂原市議会副議長 勝 山 穎 郷

茂原市議会議員 森 川 雅 之

茂原市議会議員 平 ゆ き 子